

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

原告第19準備書面

(損害論・各論その2)

令和2年1月22日

東京地方裁判所 民事第50部 合議庭 御中

原告訴訟代理人弁護士

古 川 元 晴

代

同

古 川 史 高

代

同

伊 豆 隆 義

代

同

川 原 奈 緒 子

代

同

工 藤 杏 平

代

同

新 森 圭

代

同

古 郡 賢 大

代

同

溝 田 紘 子

代

目次

序章 はじめに（本準備書面の概要） -----	4
第1章 原告が双葉町へ帰還することが可能となる時期・・極めて長期にわたり、双葉町は存亡の危機の途上にあることについて-----	4
第1 本章の概要と損害との関係-----	4
第2 汚染状況の測定の在り方及び数値-----	5
第3 現時点での双葉町の汚染状況-----	6
第4 双葉町の汚染状況が 1 mSv/y 以下の線量となる時期についての今後の展望・・100年単位で展望すべき状況であり、少なくとも、今後30年間は不可能-----	8
第5 中間貯蔵施設が双葉町に存在している間は、双葉町の復興・帰還は不可能であることについて-----	10
第6 双葉町民の避難の現況及び意向状況と対応策のあり方-----	12
第2章 被告国の定める避難指示解除の要件及び復興加速政策に基づいて双葉町が進める避難指示解除とその展望及び弊害・・加害者による加害者のための不条理で違法な復興・帰還政策の強行（避難支援打ち切り）政策であることについて-----	14
第1 被告国の定める避難指示解除の要件及び復興加速政策に基づいて双葉町が進める避難指示解除の概要-----	14
第2 加害者による加害者のための不条理で違法な避難支援打ち切りによる復興・帰還の強行政策であることについて-----	17
第3 被告国の不条理で違法な復興・帰還の強行政策と避難打ち切り政策が必然的に生み出す二次的、三次的被害の弊害-----	20
第3章 原告が双葉町長当時に提唱した「仮の町」構想とその評価・・町民による町民のための真の復興・帰還政策と長期避難支援政策であることについて（はじめに） -----	22
第1 原告が、双葉町町長として、「仮の町」構想を検討するに至った経緯及び検討の状況について（原告の令和元年12月25日付陳述書「仮の町構想について（甲ニ75））-----	23
第2 原告が、双葉町町長として、双葉町復興まちづくり委員会を設置し、町民総参加のもとで「仮の町」構想を中心とした復興計画の策定を定めたことについて-----	25

第3 双葉町復興まちづくり委員会が策定した復興計画案の策定状況及び概要について-----	26
第4 仮の町構想の評価について-----	30
第5 その後「仮の町」構想が実現しなかった理由及び影響について-----	34
第4章 各損害の個別事項について（はじめに）-----	35
第1 損害Cについて-----	35
第2 損害Dについて-----	36

序章 はじめに（本準備書面の概要）

本準備書面においては、損害B以外の損害A、損害C及び損害Dについて述べることとし、まず、損害A、損害C及び損害Dの全体に共通する事項として、第1章乃至第3において、

①原告が放射能汚染により破壊された双葉町へ帰還することが可能となる時期・・極めて長期にわたり、双葉町は存亡の危機の途上にあること（第1章）

②被告国の定める避難指示解除の要件に基づいて双葉町が進める避難指示解除の展望とその問題点及び弊害・・加害者による加害者のための不条理で違法な復興・帰還強行（避難支援打ち切り）政策であること（第2章）

③原告が双葉町長当時に提唱した「仮の町」構想とその評価・・町民による町民のための真の復興・帰還政策と長期避難支援政策であること（第3章）について述べ、次に第4章において、各損害の個別事項について述べることとする。

第1章 原告が双葉町へ帰還することが可能となる時期・・極めて長期にわたり、双葉町は存亡の危機の途上にあることについて

第1 本章の概要と損害との関係

1 概要

本章においては、原告が双葉町へ帰還することが可能となる時期については、次の事由により、少なくとも30年間は絶望的で不可能であることについて述べる。

①双葉町の放射能汚染の現況は、 1 mSv/y 基準によれば、100年単位での帰還計画を覚悟すべき状況にある。

②加えて、双葉町には、放射性物質により汚染された土壤等の中間貯蔵施設が設置されるために、同施設が存在している間は双葉町の復興は不可能であるにもかかわらず、その設置期間は30年間とされ、しかも、最終処分場設置の見通しがまったく立たないために、30年後も引き続き設置され続けられる蓋然性が極めて高い状況にある（原告第15準備書面（その3）第6章第7、2（97～114頁）参照）。

2 損害との関係

（1）損害A及びCとの関係・・損害継続期間

原告は、原告第18準備書面において、損害継続期間を、中間貯蔵施設設置期間30年間と同期間であるとして、次の損害額を算定しているが、それは、本章で述べる原告が双葉町へ帰還することが可能となる時期を踏まえたことによるものである。

- ①損害A（避難に関する損害）・・・避難生活の継続期間
 - ②損害D（財物に関する損害）・・・原告所有土地に係る利益逸失の継続期間
- (2) 損害Cとの関係・・・損害計上の正当性

原告は、損害C（人生破壊に関する損害）における二次的被害として、町長失職を挙げている。そして、原告が町長失職に至った主要な要因が中間貯蔵施設の設置に反対したことにあることは、既に原告第15準備書面（その3）第6章第4（33～47頁）において詳述しているとおりであり、また、被告国が中間貯蔵施設を双葉町に押し付けたことの違法性と原告が双葉町町長として、このような違法な中間貯蔵施設の押し付けに反対したことの正当性についても、既に同第6章第7、2（97～114頁）において詳述しているとおりである。

第2 汚染状況の測定の在り方及び数値

1 測定の在り方

汚染状況の測定は、次のとおり、現時点における放射線源に対応した測定方法をとる必要がある。

(1) 土壤の汚染状況について

福島第一原発から大気中に放出された放射性物質は、現在ではほとんどが地上に沈着しているので、主たる放射線源は土壤である。したがって、汚染地域の土壤の汚染状況を直接測定すべきである。

(2) 大気の汚染状況について

また、一旦地上に沈着した放射性物質の再移動や原発からの新たな放射性物質の飛散等により、大気中を浮遊する放射性物質もなお存在するため、大気の汚染状況も測定する必要がある。

2 数値

(1) 公衆の線量量限度としての実効線量 1 mSv/y の換算について

ア 土壤表面の汚染状況について

Chernobyl 法における汚染区分（C s 137 の汚染度による区分）によると、土壤表面汚染と空間線量率との数値は、次のとおりである（原告第17準備書面41頁参照）。

	土壤表面汚染 (KBq/m^2)	空間線量率
強制移住	30km圏内で 555 超	
移住義務	30km圏外で 555 超	5 mSv/y
移住権利	185 超	1 mSv/y
何らかの保障	37 超	0.5 mSv/y

これによれば、土壤表面汚染 1.85 kBq/m^2 に対応する空間線量率は 1 mSv/y である。

イ 空間線量率年間 1 ミリシーベルトの 1 時間当たりへの換算について

1 年間は $365 \text{ 日} \times 24 \text{ 時間}$ であるから、年間 1 ミリシーベルトは、 $0.114 \mu\text{Sv/h}$ である。

なお、被告国は、1 日 24 時間のうち屋外 8 時間、屋内 16 時間とし、かつ、屋内の被ばく量は屋外の 0.4 として、 $0.19 \mu\text{Sv/h}$ と換算しているが、これは、意図的に 1 時間当たりの被ばく量を低く算定するため、科学的根拠に基づかない恣意的な数字操作によるものであって、採用すべき数値ではない。

第3 現時点での双葉町の汚染状況

1 環境省が示す測定数値

次章で詳述する双葉町放射線量等検証委員会において環境省福島地方事務所が提出した 2019 年 4 月 23 日付け資料「双葉町における除染前後の線量等について」（甲ニ 56）、及び同委員会の令和元年 9 月 27 日付け「双葉町放射線量等検証委員会 検証結果報告書」（甲ニ 57）によれば、現時点における双葉町における空間線量率は、次のとおりである。

（1）避難指示解除準備区域・・上記環境省資料

①地上 1 m 空間線量率

	平均	最高（農地）
除染前	$0.56 \mu\text{Sv/h}$	$0.88 \mu\text{Sv/h}$
除染後	$0.29 \mu\text{Sv/h}$	$0.73 \mu\text{Sv/h}$
2017 年度モニタリング	$0.23 \mu\text{Sv/h}$	$0.54 \mu\text{Sv/h}$

②地上 1 cm 空間線量率

	平均	
除染前	$0.78 \mu\text{Sv/h}$	$1.2 \mu\text{Sv/h}$
除染後	$0.32 \mu\text{Sv/h}$	$0.94 \mu\text{Sv/h}$
2017 年度モニタリング	$0.26 \mu\text{Sv/h}$	$0.74 \mu\text{Sv/h}$

（2）帰還困難区域のうち、JR 双葉駅周辺等の一部区域（避難指示解除準備区域までのアクセス道含む）・・上記検証結果報告書 5 頁図 4

①地上 1 m の空間線量率・・次のとおり平均値のみ記載

除染前 $4.95 \mu\text{Sv/h}$

除染後 $3.11 \mu\text{Sv/h}$

2019 年度モニタリング $1.38 \mu\text{Sv/h}$

②地上 1 cm の空間線量率・・全く記載なし

(3) 上記(2)以外の帰還困難区域・除染されておらず、かつ、データは示されていないので、除染前の $4.95\mu\text{Sv}/\text{h}$ を準用する以外にない。

2 参考数値・双葉町周辺市町村について

(1) 浪江町

ア 数値

「ふくいち周辺環境放射線モニタリング・プロジェクト「ANNUAL REPORT 2017.1.1-12.31」（甲ニ58）の浪江町土壤マップによれば、浪江町の汚染状況は次のとおりである。

①測定・採取・分析の時期 2017年4月～7月

②測定地点 315ポイント

③測定地点でのCs137とCs134の平均値は7.21対1

④測定結果

	平均値	最大値	最小値
土壤汚染密度 (kBq/m^2)	858	6780	31.4
空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)			
1 m高	1.12	4.59	0.10
50 cm高	1.37	5.19	0.14
1 cm高	1.88	8.65	0.15

イ 評価

浪江町は、全域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示準備区域となっていたが、2017（平成29）年3月31日に居住制限区域及び避難指示準備区域が解除されているところ、本数値は、解除後の測定数値である。そして、いまだ解除されていない帰還困難区域内の測定数値は、 $4.59\mu\text{Sv}/\text{h}$ という高濃度の数値となっていることが、本マップから明らかである。

浪江町は、原発が区域内にある双葉町よりも汚染状況が低いが、それでもいまだに最大数値が $4.59\mu\text{Sv}/\text{h}$ であることに留意すべきである。

(2) 福島県内の市町村

ア 数値

『図説17都県 放射能測定マップ + 読み解き集』（甲ニ59）によれば、福島県市町村別の放射性セシウム土壤汚染度は、 Chernobyl 法における汚染区分によると、次のとおりである（45～49頁）。なお、測定地点は、福島県59市町村中57市町村であり、かつ、帰還困難区域は、立入が禁止され

ているために、測定外となっている。また、数値は市町村の数、() 内の数値は測定地点数である。

Chernobyl 区分

	2011年3月15日現在	2018年3月15日現在
強制移住	12 (31)	8 (11)
移住義務	18 (57)	12 (36)
移住権利	34 (96)	27 (58)
何らかの保障	48 (143)	44 (160)
それ以下	(80)	(142)

上記によれば、空間線量率 5 mSv/y 超相当の移住義務地点が、2018年3月15日現在でも、36地点存在している。

イ 評価

(ア) 上記図説中の「東日本土壤ベクレル測定プロジェクト 放射性セシウム汚染減衰推計100年マップ 2011-2111 (106~107頁)」には、「土壤のベクレル測定を行ったからこそできる100年後の未来予想図」が掲載され、次のように解説されている。

「上図はアトラスに倣って策定した東日本の放射能汚染将来予想図である。政府が行っている航空機モニタリングによる空間線量率からの推計ではこうした予想図は描けない。半減期2年のCs-134は急速に減衰し、今後は半減期30年のCs-137の減衰曲線に沿ってしか低減しない。100年後でも人が住むべきでない地域が残っている。帰還困難区域は調査できなかつたため、その汚染予測はこの図以上に深刻だ。」

(イ) 上記解説では、今後は半減期30年のCs-137の減衰曲線に沿ってしか低減しないために、「人が住むべきでない地域」すなわち空間線量率 5 mSv/y 超相当の移住義務地域が100年後でも残っているとして、該当地域を図示した上で、調査できなかつた帰還困難区域の汚染予測はこの図以上に深刻だとしている。

双葉町は、現在でも約98%の地域が帰還困難区域、残りの約2%の地域が避難指示解除準備区域であり、かつ、いまだに全域が解除されていないのであって、正に100年単位で空間線量率 1 mSv/y 以下に減衰する期間を考えなければならない状況にあることを示している。

第4 双葉町の汚染状況が 1 mSv/y 以下の線量となる時期についての今後の展望・・100年単位で展望すべき状況であり、少なくとも、今後30年間は不可能

双葉町の汚染状況が $1 \text{ mSv}/\text{y}$ 以下の線量となる時期について、上記第3、1の環境省が示す測定数値の問題点を踏まえつつ展望すると、以下のとおりである。

1 問題点

(1) 双葉町の帰還困難区域についての除染前の空間線量率については、本来であれば、避難指示解除準備区域と同様に、1m高の平均数値だけではなく、1cm高の数値を含めて最大値も示すべきであるが、1m高平均値 $4.95 \mu\text{Sv}/\text{h}$ という数値しか示されていない。

(2) 環境省が示す空間線量の測定方法の問題点

空間線量の測定数値には、

- ①測定器具の精度
- ②放射線源と測定位位置等の関係
- ③測定地点の選択の相当性

等によつても異なるという問題が存在するが、環境省が示す空間線量の測定数値とかかる問題点との関係が不明である。

(3) 内部被ばくの評価が全くなされていない。

外部被ばく量を基に内部被ばく量も推定し、その合計値を用いるのが相當であるが、環境省が示す空間線量の測定数値では、かかる内部被ばく線量への配慮は全くされていない。

2 環境省が示す空間線量の測定数値に基づく展望

(1) 環境省が示す空間線量の測定数値の減衰予測

環境省が示す双葉町の帰還困難区域の空間線量の測定数値としては、上記指摘のように1m高平均値 $4.95 \mu\text{Sv}/\text{h}$ という数値しか示されてないので、とりあえずは、この数値を基にすることとした場合に、今後は主として半減期30年のCs-137の減衰曲線に沿ってしか低減しないとすると、今後の減衰の展望は次のとおりである。

- ①30年後に2分の1・ $2.48 \mu\text{Sv}/\text{h}$ まで減衰
- ②60年後に更に2分の1・ $1.24 \mu\text{Sv}/\text{h}$ まで減衰
- ③90年後に更に2分の1・ $0.62 \mu\text{Sv}/\text{h}$ まで減衰

(2) 除染の効果は限定的

①除染の効果については、第2章で詳述するとおり検証委員会において田中俊一委員長自らが、「たぶんホットスポット的なことは永遠になくならないと思う」「たぶん除染は切りが無くなる、あんまりやっても下がらない。実際には $0.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下ぐらいになってくると、労多くしてあんまり下がらない」などと明言しているとおりである。

②現に、ホットスポットについては、国際環境NGOグリーンピース・ジャパンが2019年10月に福島県広野町・楢葉町所在のスポーツ施設「Jビレッジ」周辺で行った放射線調査で複数のホットスポットが確認され、最大で地表面接触で $71\mu\text{Sv}/\text{h}$ にのぼる放射線量が測定されている（国際環境NGOグリーンピース・ジャパン2019「福島県のJビレッジ周辺で放射能ホットスポットを確認——政府に速やかな除染を要請」（甲ニ60）。除染が徹底的に行われたはずのJビレッジにおいてすら、このような事態が発生しているのである。

③また、不溶性放射性粒子の飛来・移動による再汚染も避けられない。

（3）廃炉作業等が長期にわたる見込みで、資源エネルギー庁冊子『廃炉の大切な話 2019』（甲ニ61）には、「廃炉作業は30年～40年かけて安全確実に行っていきます。」と記されているとおりである。したがって、それまで事故は「収束」せず、原子力発電所からの放出が続くこととなる。しかも、廃炉完了の確実な見込みは、現時点においても明らかではない。

（4）以上のとおり、双葉町の汚染状況が $1\text{mSv}/\text{y}$ 以下の線量となる時期についての今後の展望については、100年単位で展望すべき状況であり、少なくとも、今後30年間は不可能であると解ざるを得ない現況にあることは明らかである。

第5 中間貯蔵施設が双葉町に存在している間は、双葉町の復興・帰還は不可能であることについて

双葉町及び大熊町に設置計画が実施されつつある中間貯蔵施設は、他の市町村にとってはインフラ整備の促進要因となるが、双葉町にとっては逆にインフラ整備の重大な阻害要因であることは、以下のとおりである。

1 設置計画の概要

中間貯蔵施設の設置計画の概要については、既に原告第15準備書面（その3）第6章第7、2（97～113頁参照）において詳述しているとおりであるが、補足しつつ要約すると、以下のとおりである。

（1）設置期間は、汚染土壤等搬入開始から30年間ということで、具体的には、2015（平成27）年3月13日から2045（令和27）年3月12日までである。

（2）双葉町に占める位置、面積等

ア 施設の位置・・中間貯蔵施設全体図（甲ニ62）記載のとおり
イ 面積・・全体の面積は約1600haで、その内双葉町内は500ha（5km²）であり（同準備書面99頁掲載の図「中間貯蔵施設の配置図」参照）、双葉町の面積51.42km²の約9.7%を占めることとなる。

ウ 施設の種類及び配置図・・同準備書面99頁掲載の図「中間貯蔵施設の配置図」記載のとおりである。

2 町の復興・帰還に及ぼしている影響

(1) 中間貯蔵施設の計画地内の区域について

ア 同区域内における復興、帰還が物理的に不可能となることは、論ずるまでもない。

イ 同区域内に存在する原告所有地は、次のとおりである。

①位置・・全体図は「双葉町中間貯蔵施設計画地」（甲ニ63-1）、個別図は「井戸川様所有地と中間貯蔵施設の位置関係について（再送）」（甲ニ63-2）添付の図面のとおりである。

②家屋及び土地の所在地番・・「固定資産税 名寄せ帳兼課税台帳」（甲ニ64）記載のとおりである。

なお、原告第18準備書面別表2記載の家屋はすべて同区域内であり、同別表3記載の土地のうち番号1～27, 29～35、54～68, 75～100, 121～134が当区域内に所在している。そして、同別表4記載の土地については、賃貸料①（株）丸井の1部と同②双葉町及び同③森藤の全部が当区域内に所在している。

(2) 中間貯蔵施設の計画地外の区域について

ア 中間貯蔵施設の設置によって約9.7%の地域が失われるが、同地域内には次のような用途地域が所在する好立地である（「都市計画道路・用地地域」（甲ニ65））。

- ・住居専用地域
- ・住居地域
- ・商業地域
- ・準工業地域
- ・工業専用地域
- ・都市計画公園

同地域に存在していた住民の生活、就労、生活環境の場が30年間もの長期間にわたり確実に失われることは、住民の減少、経済の衰退等に直結するため、町全体のインフラ整備等に及ぼす影響は甚大である。

イ 中間貯蔵施設との共存が及ぼす影響

中間貯蔵施設設置で失われる好立地を踏まえた双葉町の再開発が必要となるが、再開発地域と近接して中間貯蔵施設が存在し、双葉町役場近くまで迫っている姿は、異様である（甲ハ89・双葉町誌24頁掲載の「双葉町市街図」参

照）。しかも、中間貯蔵施設に搬入・貯蔵される汚染土壌等との共存による被ばくの危険性が存在し、汚染土壌の捨て場としての風評被害は不可避である。

（3）今後の展望

以上のとおり、中間貯蔵施設が設置され続ける30年間については、双葉町のインフラ整備による復興・帰還は絶望的である。

しかも、30年後においても、最終処分場が確保されていない蓋然性が高く、その場合には中間貯蔵施設が最終貯蔵施設化されざるを得ないことは言うまでもないのであって、そのことも更に双葉町のインフラ整備による復興・帰還をより絶望的にすることは必定である。

第6 双葉町民の避難の現況及び意向状況と対応策のあり方

1 避難の現況

双葉町民の避難の現況は、双葉町ホームページ「避難状況（令和元年12月31日現在）」（甲ニ66）によると、次のとおりである。

（1）避難者

平成23年3月11日現在の人口から、死亡者を除き、震災以降の転出者及び転入者、出生者を含むものであり、現在、双葉町として、避難者として支援対象としている人は6853人である。

（2）避難先

上記避難者の避難先を都道府県別に見ると19都道府県にわたり、主な避難先別人員は次のとおりである。

福島県	4048
埼玉県	804
茨城県	462
東京都	348
宮城県	241
千葉県	178
神奈川県	168
栃木県	157
新潟県	139
群馬県	36

2 双葉町住民の帰還に関する意向状況と評価

（1）意向状況

復興庁・福島県・双葉町 平成31年2月22日「双葉町住民意向調査 結果（速報版）」（甲ニ67）によれば、次のとおりである。

ア 調査の概要

調査対象 世帯の代表者（3115世帯）
調査時期 平成30年10月29日～11月14日
調査方法 郵送配布、郵送回収
回答者数 1495世帯（回答率48.0%）

イ 双葉町への帰還意向

- ①戻りたいと考えている 10.8%
- ②まだ判断がつかない 25.6%
- ③戻らないと決めている 61.5%
- ④無回答 2.1%

ウ 上記イ②③の人の双葉町への帰還を判断出来ない理由・帰還しない理由

- ①帰還の前提・健康に関わるもの
 - ・水道水などの生活用水の安全性に不安があるから 40.0%
 - ・放射線量に不安があるから 35.5%
 - ・原子力発電所の安全性に不安があるから 33.9%
 - ・中間貯蔵施設の安全性に不安があるから 28.6%
- ②双葉町内の復旧状況に関わるもの
 - ・医療環境に不安があるから 46.7%
 - ・家が破損・劣化し、住める状況にないから 42.7%
 - ・生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから 39.4%
 - ・介護・福祉サービスに不安があるから 28.0%
- ③今後の生活に関わるもの
 - ・避難先で自宅を購入または新築し将来も継続的に居住する予定だから 42.4%
 - ・避難先の方が生活利便性が高いから 34.3%
 - ・他の住民も戻りそうにないから 22.7%
 - ・高齢者・介護者のいる世帯なので生活が不安だから 18.6%

（2）評価・・双葉町は存亡の危機の途上

次の通り双葉町は存亡の危機の途上にあることは明らかである。

ア 上記イのとおり、帰還しないと決めている人が過半数の61.5%であるのに対し、帰還希望者は10.8%であって極めて少ない。また、その主要な理由は、上記ウのとおり、被ばくの不安と、元の双葉町への復旧への疑問である。

イ 地域共同体たる自治体が放射能汚染により「住めない町」とされるなどということは正に許されざる自治体の破壊であり、前代未聞の緊急、重大事態である。双葉町に住民登録をしている者の数は、上記ホームページによれば、令和元年12月31日現在で5911人であるが、長期避難生活への適切な支

援が絶たれれば、町民は避難先に定住せざるを得なくなつて住民登録者は激減し、双葉町が自然消滅の危機に陥るに至るのは必定であつて、双葉町は、今や、存亡の危機にある。

3 双葉町が存亡の危機にあることへの対応策の在り方と実状

(1) 対応策の在り方

双葉町存続のためには、町民の意向に十分配慮した長期避難生活への適切で安定した支援の継続が不可欠であることは、言うまでもない自明の事柄である。

(2) 実状

しかるに、実際に行われている対応策の実状を見ると、被告国は、かかる在るべき対応策とは真逆の違法な避難支援の早期打ち切りによる早期帰還政策を強行する一方で、原告が双葉町町長として提唱した在るべき対応策に適合した「仮の町」構想は、原告自身が被告国の対応策に与する双葉町議会の不信任決議によって町長を失職するに至ったことにより潰えていることは、第2章および第3章で詳述するとおりである。

第2章 被告国の定める避難指示解除の要件及び復興加速政策に基づいて双葉町が進める避難指示解除とその展望及び弊害・・加害者による加害者のための不条理で違法な復興・帰還政策の強行（避難支援打ち切り）政策であることについて

第1 被告国の定める避難指示解除の要件及び復興加速政策に基づいて双葉町が進める避難指示解除の概要

1 被告国が定める避難指示解除の要件

（1）被告国は、平成23年12月26日原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の展望について」（甲ハ84）において、避難指示解除の要件を、次のとおり定めている。

①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること

②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること

③県、市町村、住民との十分な協議

（2）なお、被告国は、年間積算線量20ミリシーベルト（20mSv/y）については、1時間当たり3.8マイクロシーベルト（3.8μSv/h）としているが、これは、既述のとおり、1日24時間につき、屋外8時間、屋内16

時間とした上で、屋内における空間線量は屋外の0.4倍と見なして、 $1 \text{ mSv} / \text{y} = 0.19 \mu\text{Sv/h}$ と算出していることによる（内閣府等発行「放射線リスク基礎情報」17頁参照）。

2 双葉町及び双葉町放射線等検証委員会が示す避難指示解除の展望

(1) 双葉町が示する当面の避難指示解除の展望

双葉町は、福島復興再生特別措置法（平成29年5月改正）第17条の2に規定に基づき「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」を策定しているが（「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要」（甲ニ68））、双葉町が策定した「避難指示解除に関する考え方～避難指示解除に向けた諸条件とスケジュール整理～」（甲ニ69）によれば、双葉町が示す当面の避難指示展望は次のとおりである。

① 2020（令和2）年春に避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除

② 2020（令和2）年春時点での特定復興再生拠点区域全域の立入制限緩和を視野に入れた調整を目標

③ 2022（令和4）年春に特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除

(2) 双葉町放射線等検証委員会が示す避難指示解除の展望

双葉町では、被告国による避難指示解除及び特定復興再生拠点区域への立入規制緩和に関し、避難指示解除等対象区域の放射線量の低減状況等を専門的な視点から検証するために双葉町放射線等検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置した（双葉町放射線等検証委員会設置要綱（甲ニ70））。

そして、検証委員会は、平成31年4月23日から令和元年9月27日までに5回の会議を開催し、その検証結果を取りまとめている（甲ニ56・令和元年9月27日「双葉町放射線等検証委員会 検証結果報告書」）。それによれば、避難指示解除等についての検証結果は、以下のとおりである。

ア 双葉町が示す当面の避難指示解除についての検証結果

検証委員会は、検証結果報告書において、次のとおり提言している。

① 特定復興再生拠点区域の除染及び建物解体について

双葉町が令和2年春に避難指示解除をめざしている区域の一部では、その範囲外の未除染区域からの影響により、部分的に放射線量が高い（ $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を超える）地点があることから、これらの拠点に影響している区域については、早急に除染に着手して線量の低減化を図るよう強く求めていく必要がある。

② 住民の帰還に向けた放射線に対する健康不安対策について

令和4年春の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除という目標に向けて、住民1人ひとりが放射線のリスクに関する正しい情報を共有できるように、双

葉町と国等は、空間線量率だけに捉われるのではなく、個人線量計を用いた個人被ばく線量に関する情報を蓄積する必要がある。

イ その後の展望についての検証結果

令和4年春までの解除予定地は、町の面積で全体の約15%程度であって、残る区域は山林等除染ができない区域が大半であり、検証委員会自身が、解除条件を20ミリシーベルトとしても低減化の限界や住民の意向等から、その後の展望が極めて困難な状況にあることを認めていることは、次のとおりである。

(ア) 除染の効果について

双葉町特定復興再生拠点区域について、その範囲外の未除染区域からの影響により、部分的に放射線量が高い($3.8 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える)地点があることは、上記検証結果報告書記載のとおりであるが、検証委員会における審議において、田中俊一委員長から、次のような指摘がなされている(第1回検証委員会議事録(甲ニ71-1))。

- ・たぶんホットスポット的なことは永遠になくならないと思う。雨が降って局所的に溜まるから(12頁)。
- ・たぶん除染は切りが無くなる、あんまりやっても下がらない。実際には $0.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下ぐらいになってくると、労多くしてあんまり下がらないので、その辺りが今後の判断の一つ(13頁)。
- ・除染すれば $0.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 位までは下がるが、それ以下にしようと思うと、無駄が多すぎる(13頁)。

(イ) 原発からの放射性物質の飛散についての環境省担当者からの指摘(上記議事録)

- ・ピンポイントに線量の高い地点・原発の方を向いている法面ではないか。原発に相対する法面のところがかなり高くなっている可能性がある(14頁)。
- ・原発に近い関係で、いわゆる希釈拡散されない濃度の汚染物が飛来した可能性がある。樹木に汚染物が当たって、その後の雨で流れたものが下の土壤に移ったということ、木の下のエリアが高い(15頁)。

(ウ) 除染の範囲について、田中俊一委員長は、次のような指摘をしている(第2回検証委員会議事録(甲ニ71-2))

- ・除染を全部すべきだという「べき論」を言う人もいるが、そんなこと言つたって現実にはできませんので、やっぱり今のそういう大きな枠組みの中でどうするかですね(19頁)。

(エ) 復興拠点以外の残りの90%以上の地域の解除についての展望

①町民委員会、町政懇談会及び町民意向調査の結果をまとめた「平成30年度に出された放射線量等に対する町民の意見について」(甲ニ71-3)が、

第3回会議に提出されているが、それによれば、次のような不安が寄せられている。

- ・避難指示解除の要件・・ $1 \text{ mSv}/\text{y}$ 以下とすべき
- ・健康被害・・ $20 \text{ mSv}/\text{y}$ だと5年で100ミリシーベルト
- ・除染・・除染の対象範囲及び効果への疑問
- ・立入規制緩和・・ 20 mSv を基準としていいのか？
- ・放射線量への不安

②上記のような住民の被ばくへの不安を踏まえ、第5回会議において、田中俊一委員長は次のとおり述べて、解除の道筋を整理することが難しいことを認めている（第5回検証委員会議事録（甲ニ71-4））。

- ・2022年までに解除するための条件は除染をすることとインフラ整備をするということだけど、少し考え方を変えないと、解除の道筋は見えてこない。
- ・放射線の問題を整理しないと、いつまでもそこに引きずられて結局は必ずしも時間が経つだけだと思う。その整理は、これから町長以下双葉町が大いに悩むところ。

第2 加害者による加害者のための不条理で違法な避難支援打ち切りによる復興・帰還の強行政策であることについて

1 政策評価の要点

(1) 手続き面

ア 避難指示の解除は、本件事故前には、原子力災害対策特別措置法第23条に基づき、原子力現地対策本部が、地元自治体参加の下で原子力災害合同対策会議を開催し、情報を共有しつつ決定することとされていたことは、原告が既に各準備書面で繰り返し述べてきたことである。

イ しかるに、被告国は、その責任により発生させた原子力災害についての避難指示及び解除の要件を、上記会議を開催せずに地元自治体排除の下で決定している。これは、正に、加害者による加害者のための決定手続きである。

(2) 内容面

加害者救済のために加害責任を不間に付した上で不条理で違法な応急対策の内容であることは、以下のとおりである。

① $1 \text{ mSv}/\text{y}$ の権利性の違法な否定と100ミリシーベルト以下の被ばく安全神話による被害の矮小化・・解除要件の「年間空間線量率20ミリシーベルト以下」化に基づく復興加速政策

② 加害責任を不間に付した上で不条理で違法な避難支援の打ち切りとセットの避難指示の解除

(3) 効果

上記は住民の正当な意向を無視した違法な対策であり、双葉町の真の復興・帰還の在り方に反し、存亡の危機を一層深刻化することは必定である。

2 解除要件の「年間空間線量率 20 ミリシーベルト以下」の違法性について

「100ミリシーベルト以下安全神話」を前提とし、 1 mSv/y の権利性を否定した違法な要件であることは、既に原告第10準備書面及び原告第15準備書面（その1～3）において詳述済みだが、補足すれば次のとおりである。

（1）被告国（保安院）の炉規法に違反した被ばくへの対応（平成23年5月25日原子力安全・保安院「福島第一原子力発電所の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止並びに放射線管理の検証結果に対する保安院の評価について」（甲ニ72））

ア 被告国（保安院）は、本件事故後の平成23年5月25日、被告東電に対し、福島第一原子力発電所において、放射線業務従事者の指定を受けていない女性従業員5名が、放射線管理が必要な区域に勤務し、その内2名が告示の定める公衆の線量限度（ 1 mSv/y ）を超えていたとして、厳重注意している。

イ これは、被告国が、原発内においては告示を厳守させて従業員を被ばくから保護する一方で、原発外においては、自ら告示を無視して地元住民を被ばくさせて平然としているという不条理で違法な法躊躇（法を愚弄）の対応をしていることを意味する。炉規法に基づく告示は、同法第1条が定める目的中の原子力災害の防止、すなわち国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としているのであって、単に原子力発電所内の作業員の保護のみを目的としているのではないことは、論ずるまでもない。

（2）町民の被ばく不安への対応としての空間線量率低減化のための誤魔化し

ア 従前からの対応・・1日の被ばく時間を24時間ではなく、14.4時間（8時間+16時間×0.4）に短縮している。

イ 新たな対応・・上記住民の意向からしても、 1 mSv/y 以下にならないと住民の帰還は進まない状況にあるところから、その打開策として、場の線量率を個人線量計による個人毎の被ばく量測定方式への転換を提唱している。しかし、次のとおり失当であることは明らかである。

①個人線量計による測定方法は、空間から全方向より全身に浴びる放射線のうち、個人線量計の向いている方向しか測定できないために、必然的に被ばく量を過小に測定することとなること

②100ミリシーベルト安全論を前提とするものであること

3 被告国及び被告東電の責任否定に基づき、解除と支援打ち切りをセット化しつつ、復興・帰還を加速

(1) 解除と支援打ち切りをセット

ア 避難指示区域内からの避難者に対しては、今まで、避難に関する損害賠償の外、

- ①医療費免除
- ②税の減免措置
- ③借り上げ住宅制度
- ④高速道路通行無料化
- ⑤原発避難者特例法に基づく特例事務、

等の支援対策が実施されているが、避難指示解除は、避難に関する損害賠償を含めたこれら支援の全面的な打ち切りとセットで行われている。

イ 被告国は、「県、市町村、住民との十分な協議」の下で難指示の解除を行う旨の方針を示している。しかし、上記の支援項目に掲げた支援は、被告国及び被告東電の加害責任に基づく支援を問わない場合には、被告国の財政的支援がなければ成り立たないものであるところから、地元自治体の首長にとっては、事実上、國の方針を受け入れる以外の選択肢を見出すことは極めて困難である。なお、この点については、第3章で詳述する原告提唱の「仮の町」構想において、再度、触れることとする。

(2) 復興・帰還の加速状況

ア 平成27年6月12日原子力災害対策本部「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（甲ニ73）によると、改訂の要旨及び拡充支援の概要是、次のとおりである。

(ア) 改訂の要旨

①本改訂では、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速していくため、平成25年12月の指針で示された早期帰還支援と新生活支援の両面での支援や廃炉・汚染水対策の充実・深化を行うとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の大幅な拡充を行った。

②本改訂に基づき、国は、被災地の実態を十分に踏まえ、地元としっかりと対話しつつ、施策の具体化を進めていく。そして、いまだ避難生活が継続している10万人を超える住民の方々の生活の再建、被災事業者等の方々の事業の再建、地元自治体の自立・再生の道筋をこれまで以上に明確にしていく。

(イ) 拡充支援の概要

- ①避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する
- ②新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する
- ③事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

④事故収束（廃炉・汚染水対策）に万全を期す

イ 評価

以上は、被害の矮小化と加害者責任不問の下で、避難指示解除と避難支援打ち切りをセットとする復興加速政策であって、帰還前の避難生活支援の充実策はまったくない。要するに、避難者を切り捨てても復興加速を強行しようとするものである。

4 まとめ・・効果

上記のとおり、被告国の双葉町存亡の危機への対応策は、住民の正当な権利と意向を無視した対策であり、双葉町の真の復興・帰還に反し、その存亡の危機を一層深刻化することは必定である。

第3 被告国の不条理で違法な復興・帰還の強行政策と避難支援打ち切り政策が必然的に生み出す二次的、三次的被害の弊害

1 被告国第3期における違法な応急対策が生み出す二次的、三次的被害と損害との関係

原告は、被告国第3期における違法な応急対策と被害・損害との関係について、次の事項について詳述済みである。

ア 損害A（避難に関する損害）における苛酷な避難生活を強いた経緯の悪質性につき、原告第18準備書面第2章第1、3（2）（9～10頁）

イ 損害C（人生破壊に関する損害）における二次的、三次的被害の要因としての次の事項

- ①町長失職・・原告第15準備書面（その3）第6章第4、3（37～47）
- ②人生破壊中の二次的、三次的被害・・原告第16準備書面第2、3（11～13）

- ③人生破壊中の二次的、三次的被害・・原告第18準備書面第4章第1、3（17～19頁）

そこで、以上に補足して、被告国が原告主張の二次的、三次的被害を惹起したことについての責任を免れ得ないことについて述べると、以下のとおりである。

2 違法、不条理な応急対策は、必然的に地元自治体及び住民の正当な権利を排除して人間関係を分断し、二次的、三次的被害を惹起する結果をもたらすことについて

（1）日本学術会議の平成29年9月29日「東日本大震災に伴う原発避難者の住民としての地位に関する提言」（甲ニ74）の指摘

被告国の避難住民への不条理な支援打ち切りにつき、次のように指摘している。

ア 解除が、次のようなさまざまな住民支援の打ち切りと結びつけられている（7頁註6）。

- ①医療費免除
- ②税の減免措置
- ③借り上げ住宅制度
- ④高速道路通行無料化
- ⑤原発避難者特例法に基づく特例事務

イ その結果、避難住民の早期帰還政策は被災地・被災者の現状に十分に沿った政策とは言い難いにもかかわらず、行政による各政策の遂行によって、被災者の選択肢が事実上せばめられ、被災者・被害者たちは、それらの政策に「のる」か「のらない」かの二者択一を迫られ、そのような政策は「のる」被災者には適合するが、「のらない」被災者にとっては無縁のもとなり、事実上被災者の分断を帰結している。現行の政策では、ただでさえ人口減少が予想される被災地において、さらに大幅な人口減少と極端な少子高齢化などの人口縮小化を帰結することが予想され、復興政策に「のった」受益者にとってさえ、被災地のコミュニティの持続可能性が大きく損なわれる可能性が高まっている。

ウ 避難指示解除準備区域と居住制限区域については、政府の方針のもと、2017年4月1日の富岡町を最後に、すべて解除されている。しかし、避難指示が解除されても、ただちに帰還した人の数は限られ、従来の強制避難者の少なからぬ部分が、避難指示が解除されたにもかかわらず自らの判断で帰還していないという意味で「自主避難者」化し、支援の対象外になる恐れが高まっている。

エ 帰還困難区域について、政府は、2016年8月、駅、役場、公民館の周辺など帰還困難区域の一部を法律で「復興拠点」として認定したうえで2017年度から除染を本格的に進め、2022年をめどに避難指示を解除する方針を決めたが、それ以外の区域についての見通しは明らかになっていない。

（2）2018・8・7後藤忍・福島大学准教授「復興庁の『放射線のホント』を検証する。」（甲ハ136）

被告国の被ばくに関する不条理な対応について、次のとおり指摘している。

ア 風評被害項目に入れられたいじめ問題のおかしさ

そもそも今回の原発事故の直接の加害者は国や東電である。かれらの不適切な対応によって被ばくを防げなかった被害者がいる。その被害に対していじめが発生した時に、加害者側が「理解しろ」「いじめはいけない」と言っているのが、風評被害項目に入れられた「原発いじめ」の構図である。

イ 原発事故を「公害」と捉える

加害と被害の問題構造を捉えて伝えて行くためにも、原発事故を改めて「公害」として捉える必要がある。原発事故は、「加害一被害」の構造を持つ「公害」である。これまで日本の公害で指摘されていた、加害者による被害の矮小化、不適切な対応、地域社会の分断など、同様の問題が福島でも繰り返されている。

ウ 欧州環境省の報告書「早期警告から遅ればせの教訓」

世界で起きた約20の環境問題・公害問題が取り上げられるとともに、そこから導かれる教訓をまとめている。日本で起きた環境問題・公害問題からも、水俣病と福島原発事故が挙げられている。これらの事例からは、いかに早期警告が無視され、対応が遅れ、事業者や政府が被害の矮小化を画策し、「誤った否定」（問題の原因物質について、実際には影響があるのに「影響なし」と判定する）に陥って、結果として被害が拡大していったのかという事実と教訓がまとめられている。

3 まとめ

(1) 上記のとおり、日本学術会議の指摘は、被告国の避難者に対する不条理な避難支援打ち切りという観点から、また、後藤論文の指摘は、公害の「加害一被害」という構造における加害者の不条理な被害の矮小化と不適切な対応という観点から、それぞれの不条理な対応がもたらす深刻な二次的、三次的被害の実態を解き明かしている。加害者がその圧倒的な政治力、行政力、経済力等を背景に、自らの加害責任を不問に付して被害者の「自己責任」に転嫁するなどということは、法治国家としては到底許され得ない違法な行為であることは、自明の理である。

(2) 被告国の定める避難指示解除の要件及び復興加速政策に基づいて双葉町が進める避難指示解除は、不条理で違法な対策であって、必然的に地元自治体及び住民の正当な権利を排除して人間関係を分断し、必然的に深刻な二次的、三次的被害を生み出すこととなるのであって、被告国は重大である。

第3章 原告が双葉町長当時に提唱した「仮の町」構想とその評価・・町民による町民のための真の復興・帰還政策と長期避難支援政策であることについて（はじめに）

原告は、既に原告第15準備書面（その3）第4、2（2）ア（35頁）において、被告国及び福島県が長期避難生活者への支援を福島県による災害救助法の適用のみに止めた（意図的に「天災」並みの支援しか実施しない）ことへの対応として、第3期（原告が埼玉県に避難後の時期）の早い段階から「仮の

町」構想を双葉町民に提唱していたことについて、その概要及び効用を述べている。

そこで、本章においては、原告が提唱した「仮の町」構想が、双葉町が存亡の危機に陥らざるという前代未聞の被害の深刻な実相を直視した眞の双葉町存続対策及び被害軽減化対策として高く評価されるべきであること並びにそれが実現しなかった理由及び影響について、以下のとおり補完して述べる。

第1 原告が、双葉町町長として、「仮の町」構想を検討するに至った経緯及び検討の状況について（原告の令和元年12月25日付陳述書「仮の町構想について」（甲ニ75））

1 「仮の町」構想を発想するに至った経緯

原告は、仮の町については、過去には、新潟県山古志村が一時移転をしたことと、和歌山県北山村が県外に飛び地行政区を実現していた例がある一方で、30年前の三宅島噴火により発生した1万人の全島避難については仮の町がなく、島民の生業の再開がならずくに苦しい生活をするようになっていったことを知っていた。

本件事故は我が国で初めての原発事故だが、双葉町民は原発事故を起こしていないのであるから、逃げ隠れして隅っこに住まわされる理由などどこを探してもない。我慢することもなく、必要以上に頑張らなくても、従来の通りに生活する権利を失ってはいない。双葉町民は町民が有していたすべての権利を持って避難してきている。ところが、被告国（菅政府）や福島県が、双葉町民の放射能からの避難を妨害するために、放射能がある双葉町に町民を返そうとする動きをしていることを察知したので、これでは、広島・長崎の被爆被害隠しと同じくされてしまうと判断した。

そこで、この動きを中断させ本当の被害防止を行うために、30年くらい住める町を作ろうと考えて動き出したのである。事故直後から菅政権の実施する応急対策には危険を感じていたために、町長である自分がやらなければ誰もやらないと考え、騎西高校に来てすぐに森ビル株式会社（以下「森ビル」という。）の森社長を訪ねた。

2 森ビルにおける「仮の町」構想の検討状況

（1）平成23年4月24日段階における構想案

ア 森社長は街造りが専門の方であり、事故前から双葉町のことを気遣いしてくれていた関係から、訪ねたのである。社長はすぐに役に立とうと立ち上ってくれ、社員を何回も騎西高校に派遣してくれて、何度も町長室で打ち合わ

せを行い、設計図を完成してくれた。完成したのは事故の翌月の4月24日となつてゐる。

イ 構想の内容

この計画図では、土地を郡山駅の東側にある保土谷化学の工場敷とし、「住・職・医・学」がそろい、居住人口3万人、全戸数10,300戸、住宅棟22棟、隣棟間隔55mとし、住宅タワーについては、

平面形状 35m×35m

高さ 130m

階数 35階

戸数 約400～450戸

として、双葉町のみならず大熊町、富岡町、浪江町等をも収容する計画であつた。

ウ 設計図完成後、森ビルは保土谷化学と移転の交渉をしたが、会社側は移転をしないということで、この図面は使うことが出来なくなつた。

(2) 同年5月25日段階における構想案

ア その次に、つくば市周辺を想定して森ビルの社員と現地を見て回り、適地が相当あることを確認したので、とりあえず場所を考えずに双葉町の町民1万人が入る「1万人のエコ・コンパクトヴィレッジ構想」の図面を同年5月25日に完成した。

イ 構想の内容

ここでも「住・職・医・学」がベースで、20haの面積に幼・小・中・高を備え、中心に行政、福祉、病院、商業と高層住宅、周囲に中層、低層住宅を備えたものだった。その周りは農園を作り、町民に憩いとやりがいを与えるように設計していた。地震等の災害に対応するために、人工地盤で地下に駐車場を備えていた。電気、ガス、水道はこの街を災害から守るような自家発電装置と容量を備えていた。基本はエコだった。

ウ この計画を完成させるためには、福島県を巻き込まなければならぬと考えた森社長は、佐藤知事を説得させるために、渡部恒三代議士を議員会館に訪ねた。代議士にこの図面を見せて、双葉町が必要としていることを森社長が力強く説明したが、代議士はにやにや笑っているだけだったので、これではだめだと感じた。森社長はこの時、ガンの進行で大分弱ってきていたが、無理をして双葉町のために議員会館に行ってくれた。仮の町は出来なかつたが、陰で大勢の方たちの協力があったことは記憶にとどめるべきである。

3 調査事業費の予算獲得と双葉町7000人の復興会議

(1) 調査事業費の予算獲得

ア 原告は、諦める訳にはいかなかった。そこで、政治家ルートは危険が伴うので、これまでのように行行政のルートを使うことにした。水面下で行うこととして、自分の行動を秘書課にも教えなかった。国土交通省の幹部とだけ言うが、彼を紹介してくれた民間人がいたので叶った。紹介されてからたびたび彼を訪ねて話し込み、仮の町構想は進むことになった。他に、この構想の実現のために通っていたのは復興庁の大臣室だった。大臣は政治家であるが、我々のことを心から心配してくれていたのが分かっていたからだった。

イ やがて、仮の町構想の調査事業に1億円以上の予算がついた。普通では考えられない高額の予算だった。調査事業の執行に当たって発注のためのコンペを行い、点数の高いコンサル会社が落札した。そして、この会社に「7000人の復興会議」という事業を遂行させることとした。

(2) 双葉町 7000 人の復興会議

ア 事故発生以来、町の災害対策本部長として、独裁的に方向を決定してきたので、皆が住む町は町民にデザインをさせたいと考えて、町民の意思をアンケートではない方法で集約する会議として設けた。この会議は、全国7会場でそれぞれ町民の自由参加を求める方式によるものであり、全国でも珍しい取り組みだった。

イ また、これとは別に、町として、双葉町 7000 人の復興会議を組み込んだ検討委員会を立ち上げて、委員会としての仮の町を議論することとした。

第2 原告が、双葉町町長として、双葉町復興まちづくり委員会を設置し、町民総参加のもとで「仮の町」構想を中心とした復興計画の策定を進めたについて

1 双葉町復興まちづくり委員会の概要（双葉町復興まちづくり委員会設置要綱（甲ニ76））

(1) 設置の目的

町民総参加の7000人復興会議などの町民の幅広い意見を復興計画に反映させて復興計画を策定するため設置する（上記設置要綱第1条）。

(2) 所掌事項

委員会は、復興計画の策定に関し、復興会議での意見を踏まえ、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を町長に報告するものとする（上記設置要綱第2条）。

- ①町の復旧及び復興のあるべき姿や基本方針（ビジョン）に関するこ。
- ②仮の町を含めた復興計画に掲げる施策及び事業に関するこ。
- ③その他、復興計画の策定に必要な事項に関するこ。

(3) 会議

委員会は、町長が招集する（上記設置要綱第5条）

2 第1回復興まちづくり委員会における原告の町長としての挨拶（第1回復興まちづくり委員会議事録（甲ニ77））

（1）委員の委嘱

原告は、第1回の委員会を平成24年7月19日に開催し、町内関係機関、学識経験者、町職員、若い世代等幅広い分野から選んだ45名に委員を委嘱し、全国に散り散りに避難している町民総参加体制による委員会として発足させた。

（2）原告の町長としての挨拶

原告は、この委員会の冒頭で、次のような挨拶をして、「仮の町」構想の意義等についての理解を求めた。

①この委員会は、国の東日本大震災復興交付金を活用したもの

②双葉町の復興に向けたプロセスは次の3つ分けられるが、特に今後の双葉町の復興に向けた「仮の町」のあり方については、町民の意見を十分に聞きながら検討していきたい。

ステップ1・・現在の町民の生活段階

ステップ2・・「仮の町」段階

ステップ3・・双葉町への帰還を目指す段階

③この復興計画は、町の将来、とりわけ新しい町を担う若い人たちにとっては大変重要な位置付けになる。でき得ればこの成果が高く評価され、そして、よく言えば世界中から注目されるような復興を遂げたいと思っている。

④前例のない事故であり、従って、前例のない町づくりがあつてもいいのではないかと考えている。

第3 双葉町復興まちづくり委員会が策定した復興計画案の策定状況及び概要について

双葉町復興まちづくり委員会は、平成25年5月8日、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）案～”町民一人一人の復興”と”町の復興”をめざして～」（甲ニ78。以下「復興計画案」という。）をとりまとめたが、その策定状況及び概要は以下のとおりである。

1 本計画案の策定状況（復興計画案第1章）

この復興まちづくり計画案は、以下のとおり、町民一人一人の避難生活の状況と復興への思いを聴き取ることを念頭に置いて実施された調査を基にまとめたものである。

（1）「双葉町復興まちづくり委員会」での計画案策定状況

委員会は、「双葉町住民意向調査」による町民の意向と、「7000人の復興会議」で得られた多様で示唆に富む数多くの意見・提案も踏まえて、復興まちづくり計画に盛り込むべき内容を審議してきた。計画案のとりまとめまで、委員会を延べ12回、3つの部会（生活再建部会、ふるさと再建部会、きずな部会）を延べ13回開催し、熱心な審議を重ねてきた。そして、この熱心な審議の成果として、平成25年5月8日、委員長から計画案が町長に報告されたのである。

（2）「7000人の復興会議」

平成24年8月から、町民一人一人の意見を吸い上げる仕組みとして、「7000人の復興会議」を実施した。次の3つの手法を用いて、町民の皆さんのお見・提案を集めることとし、その結果、平成23年3月までに延べ1150名の町民から6805件に及ぶ、多様で示唆に富む数多くの意見が寄せられた。

- ①ワークショップ会議
- ②インターネット会議
- ③「みんなでまちづくりノート」

（3）「双葉町住民意向調査」の実施

平成24年12月から平成25年1月にかけて、復興庁、福島県と共同で実施したが、この調査は、調査対象とした中学生以上の町民（6293人）のうち3710人（回収率59%）から回答を得て、町外における生活拠点（仮の町）の在り方や帰還についての考え方など、今後の双葉町の復興を検討する上で欠かすことができない町民の意向を把握することができた。

2 本計画案の概要

（1）双葉町の復興町づくりの理念と基本方針（復興計画案第2章）

ア 復興町づくりの理念

「”町民一人一人の復興”と”町の復興”をめざして」というキャッチフレーズの下に、次の3つを基本理念とする。

- ①生活再建の決意・・暮らしの復興をめざして みんなで頑張ろう 双葉町
- ②町民の絆・結びつき・・つなげよう つながろう 双葉町
- ③町の復興への決意・・子どもたちの未来のために とりもどそう 美しいふるさと双葉町

イ 復興町づくりの基本方針

原発事故からの復興という、我が国がこれまで経験したことがない困難な課題に対する解決の方向を考えることがこの計画作りの最も大きなテーマであるとして、その基本方針を次のとおりとした。

(ア) 「町」は「町民」なくして成り立たない。そのため、復興の主体は「町民」であるべきであり、そのためには多様な立場・考えを相互に理解すること

(イ) 福島第一原発の事故による突然の避難が、次のとおり双葉町町民をバラバラにしたことを直視すること。

①子どもたちは学校の友達と離ればなれになって避難先の学校に通っている。

②このバラバラになった避難生活は、次のような違いにより町民同士の心も分断している。

・福島県内で避難した方、福島県外に避難した方

・仮設住宅に住んでいる方、借り上げ住宅に住んでいる方、避難所で暮らしている方

・地震・津波で被害を受けた方

・双葉町へ帰りたいという思い持つ方、双葉町へ戻らないと決めた方

・放射能や除染に対する考え方の違い

(ウ) 町民一人一人が置かれている状況が異なることで、町民の考えも様々である。双葉町の復興を考えるときは、まず、お互いの置かれている立場を理解し合い、多様な考えを互いに尊重しあうことが必要。多様な立場・考えの相互理解は、分断された町民のきずなを回復させていく上で不可欠で、町民一人一人の選択を尊重すること

(エ) 行政と町民の協働による町民の力を結集した復興であること

ウ 復興の進め方

双葉町の復興は、次のとおり喫緊の課題である町民の生活再建と、長期的な取組である町の復興を分けて考えていく必要がある。

・「人（町民）の復興」と「町の復興」

・不自由な避難生活の改善と町民一人一人の生活再建

・町民のきずなの維持・発展

・ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ

・復興のゴールは、ふるさとの双葉町への帰還と双葉町の再興

エ 帰還目標の考え方・・帰還に当たっての条件

①避難指示が解除される地域の放射線量は十分に低くなっていること

なお、放射線量の水準についての住民の意向は、平成24年12月20日～平成25年1月8日において実施された自宅周辺等の場所毎の住民意向調査の結果（「双葉町住民意向調査 調査結果（概要版）」（甲ニ79）132頁）によれば次のとおりであって、全体的に見ると、20mSv/yとする意見が14.8%であるのに対して、1mSv/yとする意見が79.9%と圧倒的に多く、また、その内訳を見ると、双葉町の全域を1mSv/yとする意見が51.4%と圧倒的に多い状況にあることが明白である。

	自宅周辺	双葉町の主 要な市街地	双葉町 の全域	計
20m以内	3.2%	2.8%	8.8%	14.8%
1m以内	16.4%	12.1%	51.4%	79.9%
その他				2.5%
無回答				2.9%

②福島第一原発の廃炉措置の安全が確保されていること

③電気、上下水道、道路・鉄道、通信などのインフラの復旧が終わっていること

④町役場の再開に加えて、保健・医療・福祉・教育のほか郵便・商業など生活関連サービスの再開がなされること

(2) 双葉町の復興町づくりに向けた具体的な取組（復興計画第3章）

ア 復興まちづくりの基本方針

①双葉町への帰還には、長い時間がかかるを得ないと考えなくてはいけない。そのため町民が、それぞれの希望する場所で、住居を確保し、仕事や生きがいなどの生活の糧を見つけて、日常の暮らしを取り戻すこと、つまりは生活再建を成し遂げられるよう、取り組んでいく。

②いわゆる「仮の町」は、生活再建するための場所の選択肢の一つとして、また、町民のきずな（コミュニティ）の拠点として、町民の希望に沿った整備を求めていく。

イ 不自由な避難生活の改善に向けた取組

①迅速、確実、十分な賠償

②住居（仮設住宅、借上げ住宅）の改善

③避難生活における健康被害の防止

④各種支援措置の継続

- ・東北地方高速道路の無料化

- ・各種税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の免除・減免

- ・介護サービス利用料の免除

- ・医療費一部負担金の免除

⑤町からの情報提供

⑥町民のきずなの回復

ウ 以上を踏まえた「双葉町外拠点」（仮の町）整備の基本的な考え方

「双葉町外拠点」（仮の町）は、各地に避難している町民が再び集まって居住できる環境を整備することで、町民が安心して生活を再建することができ、町民のコミュニティを維持・発展させるための場をめざすこととし、その整備の基本的な考え方は次のとおりである。

- ① 「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備
- ② 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保
- ③ 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保
- ④ 「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保
- ⑤ 「双葉町外拠点」における教育環境の確保

第4 仮の町構想の評価について

1 双葉町が存亡の危機に陥らされるという前代未聞の被害の深刻な実相を直視した真の町民による町民のための双葉町存続対策及び被害軽減化対策として、高く評価されるべきである。

（1）手続き面

町民を主体とした支援・復興政策であるべきであるとして、町民総参加体制のもとで策定されている。

（2）内容面

ア 原告が提唱した適切な支援策としての「仮の町」構想は、1mSv/yの権利性を尊重し、いかに長期になろうとも、避難生活を全面的に支援し続けるための生活拠点作りとしての構想である。町民の長期化する避難生活に対する支援の願いと、いかに長期化しようともいずれは「復興・帰還」したいとの願いの両面に、適切に配慮したものとして、高く評価すべきである。

イ 本計画案における「仮の町」については、次のとおり雇用の場の創出による自立した循環型町つくりとなっている。

①町の各種業務を町民に委託すること等による雇用の創出

②町内で消費できる商店街等の整備等・・循環型の町

ウ 本計画案における「仮の町」についての住民意向調査結果は次のとおりであり、帰還希望者が既述のとおり10.8%と少ない中で、「仮の町」構想への期待が52.2%と大きいことは明らかである（甲ニ80・127頁）。

- ・「仮の町」に移り住みたい 6.7%
- ・具体化されれば移住を検討 45.5%
- ・「仮の町」に住むつもりはない 42.8%
- ・無回答 5.0%

2 被告国及び被告東電の加害者としての責務と「仮の町」構想との関係

町民の「復興・帰還」の願いは、憲法上の基本的人権に基づく当然の願いであります、被告国及び被告東電には、加害者として、復興・帰還までの間における町民の避難生活を、現物支給か費用負担の方法により、全面的に支援すべき責務がある。

したがって、原告提唱の「仮の町」構想に要する費用は、当然に被告国及び被告東電が負担すべきであることは言うまでもない。また、その費用額は、全国散り散りに避難している町民の避難生活を個々的に支援する費用の総額よりも、遙かに低額にとどまるものと推計される。

3 チェルノブイリ法による支援及び子ども・被災者支援法との対比

(1) チェルノブイリ法による支援との対比

ア 原告は、チェルノブイリ法による支援に関しては、既に原告第15準備書面（その3）26頁及び51～52頁と第17準備書面40～45頁において、以下の点について詳述している。

① チェルノブイリ法は、年間5ミリシーベルト以上を避難区域としつつ、年間1ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満の地域については、移住の権利を認め、移住希望者にも残留希望者にも法的な支援を行うという法律であること。

② したがって、ICRP勧告の「行為における防護」上の許容値としての「年間1ミリシーベルト」と「介入における防護」上の目安としての被ばく線量との調整は、このチェルノブイリ法方式により可能であること。

③ そして、同法は、移住者に対しては、引越費用の支給、避難先における住宅支援、雇用保障、土地利用権の移転、被ばく被害が「ある」ことを前提にした適切な医療、放射線教育、転地療養等を現在に至るも継続していること。

イ 原告の「仮の町」構想が、同法の上記のような内容と対比して、遜色のないものとなっていることは、明らかである。

(2) 子ども・被災者支援法との対比

ア 原告は、子ども・被災者支援法に関しては、既に第15準備書面（その3）27頁、51～52頁及び第6章第7、1「(1) 長期避難者への生活支援のあり方」の「イ 子ども・被災者支援法の概要」（86～88頁）において、以下の点について詳述している。

① 子ども・被災者支援法は、チェルノブイリ法と同様の趣旨、目的で制定されたものであること。

② また、子ども・被災者支援法は、基本理念として、被告国が実施すべき支援の内容につき、具体的に、情報の提供、自主決定権の尊重、被ばく不安への

対応、差別防止対策、子ども及び妊婦に対する放射線量の低減及び健康管理対策等の事項について、極めて適切な記述をしていること。

イ 原告の「仮の町」構想が、子ども・被災者支援法の上記のような基本理念に沿ったものとなっていることは、明らかである。

4 仮の町構想を評価する文献（1）・・特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ「福島県双葉町役場埼玉支所・双葉町民避難所調査報告書」（甲ニ81）

（1）調査状況（2頁）

調査日時 2012年12月25日

調査場所 旧騎西高校

調査事項 騎西高校及び双葉町役場の概況の確認

避難者からの事情聴き取り

井戸川町長からの事情聴き取り

（2）調査のまとめ（28～31頁）

ア 騒西高校避難所の生活実態や騎西高校における避難生活を継続せざるを得ない背景事情を踏まえれば、原発事故の深刻な影響を受けている被害住民に対する国・加害企業の対応は極めて問題があると言わざるを得ない。

イ 将来に向けての双葉町民の希望

復興庁が平成25年2月5日公表の双葉町住民意識調査によれば、双葉町へすぐに帰還したい、という人は少数にとどまり、条件が合えば帰還したいという人のなかでも、放射線量の低減を条件として挙げる声が多く、その程度として1mSv以下と回答する者が多数であった。

ウ 町長の事故対応・・正当な対応

①帰還条件、補償に関し、せめてチェルノブイリ事故後の旧ソ連・継承国と同等の住民保護の政策を求めて活動

②強制避難の対象者の保護に関する特別立法措置や、中期的な生活拠点となるような「仮の町」を提唱し、国として責任をもって避難を余儀なくされている住民の生活支援・移住支援を行うことを求めており、正当な要望である。

エ 国・県等の対応・・不当

国・県等は、上記（ウ）の①については受け入れず、②についても国の対応が遅々として進まず、東京電力による包括的な賠償も行われないにもかかわらず、国・県は中間貯蔵施設の設置という新たな負担のみを急に進めようとした。

オ 町長不信任について

町長は、中間貯蔵施設に関する一方的な決定に同意できなかつたことから、2012年11月28日の会議に欠席したが、これが大きな理由とされて不信任案が町議会で可決となり、その後辞任に至っている。長期的な生活拠点を国として提供することもないまま、中間貯蔵施設のみを深刻な被害を被つた自治体に押し付けようとする政府・環境省の態度は極めて問題であったと言わざるを得ない。

5 仮の町構想を評価する文献（2）・・山本剛史等「井戸川克隆さんインタビュー 福島第1原発事故と『仮の町』構想」（『環境倫理』No.1 2017）（甲ニ82）

（1）調査状況（296～297頁）

調査の時期・・2016年6月16日

調査場所・・埼玉県加須市

インタビュアー・・山本剛史（慶應義塾大学）
熊坂元大（徳島大学）
増田敬祐（茨城大学）
吉永明弘（江戸川大学）

（2）インタビューに至る経緯（38～40頁）

ア 震災に関する一連の報道の中で、最も理にかなつた対応をしていると思ったのが井戸川町長。

・武谷の許容量の論理からすれば例え低線量の放射線であつても、今回の事故で被ることによる利益などないのだから、できるだけ遠くに逃げることが正しい選択である。

・そして後からでも町民を1か所に集めてコミュニティを維持して行きたい。
・しかし結果として双葉町しか、井戸川さんしかそのような対応をしなかつた（もしくはできなかつた）のである。

イ 文献（本）・・井戸川『なぜわたしは町民を埼玉に避難させたのか』
・この本に記された一連の行動と発言から、井戸川さんは町長として状況の全体と本質を俯瞰する知性及び行動力と、一人一人の住民の個別具体的な苦情に関する想像力及び理解力を兼ね備えていることが十分に読み取れる。

（3）総括コメント（158～164頁）

ア 吉永・・お話全体を聞いていて、”効果的”な目標を達成するための”効果的”なやり方をものすごく戦略的に考えられていて、それがすべてにおいて一貫して筋が通つてゐる。周りの人の無理解のために頓挫している部分もあるとはいへ、おっしゃつてることは理にかなつてゐると思いました。

イ 山本・・一回原発がこうして吹っ飛んでみると、「地域社会」あるいは「コミュニティ」がどうやって存続できるかという議論が出てきたわけです。この問題はこれからたくさんの社会科学でも人文科学でも取り上げて研究していかなければならぬと思います。

第5 その後「仮の町」構想が実現しなかった理由及び影響について

1 実現しなかった理由

(1) 原告の町長失職

この「仮の町」構想が盛り込まれた復興計画案が町長に報告されたのは、原告の町長失職直後の平成25年5月8日であるが、後任の伊澤町長は、原告からの事務引継ぎを行わず、したがって、この構想についての引き継ぎもなされずに終わっている。要するに、原告の町長失職に伴って立ち消えとなつたのである。

(2) 被告国の帰還促進強行政策との関係

そもそも被告国は、第2章で述べたとおり、空間線量率 $20\text{ mSv}/\text{y}$ 以下を避難指示の解除要件とし、かつ、解除と避難生活支援の打ち切りをセットとして、避難住民の帰還促進を強行しようとしている。したがって、原告が空間線量率 $1\text{ mSv}/\text{y}$ 以下を帰還の要件として長期避難生活を適切に支援すべく提唱した「仮の町」構想とは、その本質的な部分において相いれないものがある。被告国のかかる強行政策に与して原告の町長不信任議決を主導した上で町長に就いた伊澤町長の下でこの構想が立ち消えとなつたのも、当然の成り行きであったと言うべきである。

2 実現しなかったことによる影響

(1) 被告国及び福島県にとってのメリット

原告提唱の仮の町構想が立ち消えとなつたは、加害者である被告国及び被告東電にとっては余計な出費をしなくてよくなつたことであり、福島県にとっては、福島県外に福島県の飛び地が作られずに県民を県内に囲い込むことが出来て良かったという結果になつた。しかし、これは、双葉町及び町民の真の願いに反する不条理で違法なメリットであるに過ぎない。

(2) 双葉町及び町民にとってのデメリット

原告の町長失職後は、被告国の復興強行政策はますます加速して現在に及んでいること、及びそのことが双葉町民の過酷な長期避難生活をますます厳しいものとして避難先での定住傾向を強め、双葉町の存亡の危機を一層拡大する結果をもたらしていることは、第2章で述べたとおりである。

第4章 各損害の個別事項について

(はじめに)

本章において述べる事項以外の各損害の個別事項（損害Cの中の二次的被害等）については、追って別途、述べることとする。

第1 損害Cについて

1 損害額の算定について

(1) 一次的被害中の生活環境の破壊

ア 損害の概要

生活環境の破壊の概要については、既に原告第18準備書面第4章第1、2

(1)（6頁）において述べているが、補足して述べると以下のとおりである。

(ア) 「7000人の復興会議」においては、広く町民から寄せられた主な意見・提案、をとりまとめているが、そこでは、「語り継ぎたい双葉町の暮らし」と「残したい双葉町の歴史・文化」として、次のような事項をあげている（「『7000人の復興会議』における町民の意見・提案について（とりまとめ概要）」（甲ニ83）、116頁）。

①語り継ぎたい双葉町の暮らし

- ・海・山・川・自然に恵まれている
- ・空気がおいしい
- ・気候が温暖で過ごしやすい
- ・食べ物が美味しい、野菜も美味しい
- ・人と人との交流があり、繋がりを感じる
- ・人情があり近所付き合いがあった

②残したい双葉町の歴史・文化

- ・じやんがら念佛踊り、盆踊り等があり里帰りの喜びを分かちあう
- ・歴史は子孫に残さなければならない
- ・ふたばダルマ、ダルマ市の開催
- ・夏の盆踊り、秋は町民体育祭
- ・指定文化財以外の歴史的な文化財、資料も多く、こうしたものも残してほしい

- ・清戸迫古墳
- ・標葉せんだん太鼓
- ・前田の大杉を守ってほしい
- ・双葉町音頭

(イ) 上記の各事項は、町民が双葉町という地元自治体において享受していた人格形成上の有形・無形の利益（町の行事、趣味等社会活動の形成・参加等）

が喪失させられたことの概要の一端を、具体的に明らかにしている。人は、故郷である自治体の豊かな環境を形成しつつ生活し育まれているのであって、被告国及び被告東電は、かかる自治体の破壊が如何に甚大な被害を及ぼすものであるかを深刻に受け止めるべきである。

イ 損害額について

原告は、上記被害の損害額を500万円と算定している。本来的にかかる被害は金銭に換え難い性質のものであるが、仮にかかる日常的に享受していた利益を、双葉町に帰還することが不可能な30年間に限定して、その間に享受し得る利益を月額に換算すると、約1.39万円（500万円÷30年間（360月）=1.388万円）となる。

しかし、原告は、双葉町に代々住み続けていて、かかる豊かな生活環境の形成に多大の貢献をしつつ、その利益をも最大限に享受していたのであって、その利益の月額換算が約1.39万円というのは極めて安価であり、少なくともそれを上回る額となることは明らかである。

（2）三次的被害中の就労の場の喪失による逸失利益

この逸失利益についての損害額算定は、次の実状に基づくものである。

①労務費の算定は、当該労務の特殊重大性を踏まえ、外注に出す場合における最低限度の費用を基準に算定したものである。

②実際には原告自身が労務に就いているが、これは、代替性のない業務であることによる。

③また、この労務は、原告にとって、本来は不必要的ものであるにもかかわらず、強いられていることによるいわば苦役であり、その苦役についての実損という性質のものである。

④稼働日数も、休日返上で超過勤務的に稼働したに等しい日数を控え目に計算している。

第2 損害Dについて

1 損害額の算定について

（1）家屋について新築費用で算定した理由

ア 不法行為に基づく損害賠償の目的は侵害行為からの被害者の「原状回復」にある。そのためには、本件では、本件事故発生時点での事実状態を回復させるために必要な金額が賠償されなければならない。潮見佳男京都大学教授も減価損害の考え方について、

① 権利・法益が帰属する権利主体には、権利の客体をどのように管理・処分するかにつき、自由に決定して行動することが保障されていること。このこ

とを視野に入れたとき、権利主体が当該客体を用いてみずからの行動を展開することにより得ることが許容された財産的利益の実現・回復もされてはじめて、当該権利・法益の有する価値が実現・回復されたということができる。

② 権利・法益侵害により被害者に生じた損害を包括的生活利益の観点から捉えたとき、居住用不動産の場合には、被害者がその不動産を用いて日常生活を送っていたのと等しい状態が金銭的に回復されることが求められること等とし、財物価値の喪失・減少による損害は、①事故前におけるのと同種同等の生活状態（生活利益）を確保するための財物の再取得価値から、事故後の当該財物の交換価値（一定の期間使用ができないことによる価値の低下も考慮したもの）を控除したものか、または、②事故前におけるのと同種同等の生活状態を確保するために財物に投下し、または投下することを要する費用（再取得費用を含みうる）であるかのいずれかになろうとする（「福島原発賠償の研究」（甲ニ84）、111～112頁）。

イ 原告は、本件事故前から双葉町大字郡山字馬場所在の家屋で生活していたところ、同所は現在もなお帰還困難区域であり、現実にも帰還できないままであって、当該家屋も本件事故後の管理不能により全損状態であるので、これを回復するためには、少なくとも同建物再築の費用相当額の賠償が必要である。

（2）土地について

ア 時価評価の理由

取得費用を賠償額とすべきことは、土地についても同じである。原告は、土地の現況が宅地である場合については、少なくとも平成22年度固定資産評価額の1.43倍を、同じく田については12・16倍を、同じく畑については同じく33.3倍を、同じく山林と原野については20倍を、池沼は1倍の価額の賠償がなされなければ、再取得することはできないので、これを基に時価評価をしたものである。

イ 効用減却率90%の理由

原告は、土地の損害全額の賠償を受けた場合、賠償者の代位がなされることを慮って、90%を請求することとしたものである。

ウ 逸失利益

賃料等中の農業収入の喪失を福島さくら協同組合の支払い通知書（甲ニ55）で算定した理由は、次のとおりである。

（ア）同通知書によれば、平成29年1月以降の損害賠償の支払いについて、次のとおり記載されている。

- ・口座入金日・・平成29年11月29日
- ・基礎算定額（H28損害額）・・年額872633円
- ・支払い内容・・上記年額の3倍

また、平成24年度の支払いについて、上記月額と同額の支払いがなされている。

(イ) 上記の記載内容からして、次の事実が認められる。

- ・過去の農業収入の実績・・年額872633円
- ・平成29年1月以降の損害賠償の支払いとして年額の3倍、すなわち3年分（2017年1月～2019年12月分）が支払われている。

(ウ) したがって原告への損害賠償は、2020（令和2）年1月以降が未払いとなっているところ、本裁判では2021年1月以降の分について請求することとしている。

2 土地・家屋の存在場所と中間貯蔵施設との関係について
土地・家屋の存在場所、中間貯蔵施設との関係等は、第1章第5、2（1）イにおいて記述してあるとおりである。

以 上